

三重県教育委員会報償費支給基準

1 三重県教育委員会が行う講演会、研修会、講座、各種発表会等における報償費の支給基準を次のとおり定める。

(1) 報償費の支出は、次の場合に限るものとする。

- ア 講演会、研修会、シンポジウム等における講演、講義、助言、発表等
- イ 各種行事等における実技指導
- ウ 編集、執筆、翻訳、通訳
- エ 各種委員会等の委員
- オ その他

(2) 公立学校教職員（教員及び事務職員等）及び教育委員会事務局職員には、原則として支給しないものとする。ただし、勤務時間外において、次の場合は支給することができる。

- ① 地方公務員法第38条に基づき、任命権者の許可を受け、兼職又は他の事業等に従事する場合。
- ② 教育公務員特例法第21条に基づき、任命権者（市町村立学校の県費負担教職員の場合は市町村教育委員会）が認め、兼職又は他の事業等に従事する場合。

(3) 報償費支給基準

区 分	金 額		備 考
	県 内	県 外	
講演・講義・助言 大学教授又はこれに準ずる者	1時間 12,000円以内	1時間 25,000円以内	
講演・講義・助言・発表 その他（国機関及び民間団体等）	1時間 5,000円以内	1時間 10,000円以内	
実技指導	最高限度額 10,000円以内	最高限度額 20,000円以内	
編集・執筆・翻訳・通訳	最高限度額 5,000円以内		
各種委員会等委員	日額 10,000円以内		
その他	上記の各区分に準じ、事業を行う課所等で決定する。		
上記区分に関わらず 公立学校教職員及び教育委員会 事務局職員	最高限度額 5,000円以内		上記（2）の場合のみ支給することができる。

(注1) 上記基準によりがたい場合は、予算計上額等を考慮のうえ、そのつど教育委員会事務局総務課に協議するものとする。

(注2) 上記基準による報償費のほか、費用弁償として旅費を支給することができる。

(注3) 総合教育センター等常時講師等を依頼する機関にあっては、上記基準に準じて基準をつくることのできる。

2 この基準は、平成9年7月1日から適用する。

（平成13年7月1日一部改正）